

平成 29 年度第 2 回災害廃棄物対策東北ブロック協議会 議事録

日時	平成 29 年 1 月 24 日 (金) 13:30~15:30	場所	TKP 仙台カンファレンスセンター
出席者	東北大学・吉岡氏、岩手大学・大河原氏 青森県・鈴木氏、弘前市・竹谷氏、八戸市・大久保氏、岩手県・高橋氏、盛岡市・近藤氏、一関市・小野寺氏、宮城県・遠藤氏、仙台市・相澤氏、石巻市・沼田氏、秋田県・石田氏、秋田市・長谷川氏、横手市・佐藤氏、山形県・前田氏、山形市・小松平氏、福島県・嶋氏、福島市・宮崎氏、郡山市・国分氏、 宮城県解体工事業協同組合・佐藤氏、宮城県建設業協会・菅原氏、宮城県産業廃棄物協会・渋谷氏		
	国土交通省	川井氏	
	環境省	切川	
	環境省東北地方環境事務所	小沢、保科、茶山、藤林	
	(一財)日本環境衛生センター	寺内、浅野、堀内、高橋、笹木、平野、川崎	
項 目			
1.開会			
2. 環境省東北地方環境事務所長 小沢氏によるご挨拶			
(小沢) 山間部では先日より雪の降る天候の中、本日はご出席くださいますとありがとうございます。この協議会、前回に引き続き、今後に向け皆様のこれまでのご経験を再び結集し議論を進めて頂くということで、何とぞよろしくお願い致します。本日お集まりの皆様におかれましては、東日本大震災の時にも様々なご尽力をいただいた自治体の代表と承知しております。関係業界・協会の皆様には様々な廃棄物について適正な処理へお繋ぎくださったと承知しております。私は当時東北地方環境事務所の所長とともに、福島の除染などを取り扱う福島環境再生本部の本部長も担っておりまして、この6年福島に関わってまいりました。廃棄物処理において一番地元の皆様のご苦勞されますのは、被災地での処理がなかなかおぼつかない時、他の近隣あるいは遠方の自治体での処理のご協力を賜るということでございます。先日福島県葛尾村に環境省が設置した焼却炉により近隣の自治体から出た放射性廃棄物の焼却の道筋が開けました。また同じ村内ではございますが、飯館村に230万m ³ の除染で出た土があります。これについても農地の基盤で再生利用するという道筋が、村長のご英断、また対象地となる行政区のご英断を頂きまして見えたところでございます。これらのことは地元の関係の方々のご尽力の賜物と感謝しております。今日も皆様のご経験、お知恵、ネットワークをぜひお示しくさいます。協議会の議論が深まりますことをお願いしてご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い致します。			
3. 議事の進行が東北大学の吉岡会長により行われた。			
(吉岡会長) 明日から仙台でダボス会議が開かれるのにぎやかになっておりますが、これに先立って2年前に国連防災会議が仙台で開催されました。その時の大きなテーマが4つほどありましたが、そのうちのひとつが災害廃棄物の処理でありシンポジウムが開催されております。その他多くのセッションの中で、災害廃棄物についてどういふに我々が立ち向かわなければならないのかという事を、議論させていただいております。防災の中で災害廃棄物が重要な位置を占めていることのアラわれと思っておりますが、その対策を進めるにあたってブロックでどういふに行動していかなければならないのか、ということをお早急に策定しなければならない状況でございます。国あるいは県の方でもこういった計画が徐々に出来つつあります。国の方では計画が固まりつつあると思っておりますが、今度は具体的にどういふに我々がどのように行動していくかという部分については十分に策定できておりません。皆さんの中で浸透させながら進めて行く作業が必要になってこようかと思っております。その			

中で東北ブロックは何をすべきか、具体的にどういうことをしようかと議論していきたいと思います。積極的なご発言を頂戴して有意義な協議会にしていきたいと思っておりますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

4. 資料1の「災害廃棄物対策東北ブロック行動計画（素案2）」について環境省・藤林氏より、また資料2の「各地方ブロック行動計画の特徴比較」について環境省・茶山氏より説明が行われた。

以下、質疑応答

（吉岡会長）資料1 P13について。まず産業廃棄物協会・建設業協会・解体工事業組合を出したと説明していましたが、なぜそのようにされたのか詳しく教えて頂ければと思います。

⇒（環境省・保科）現時点で構成員としてご参加いただいている団体を書き込みました。これから計画を作っていく中で関係団体を増やすべきだというご意見があれば、そこに限って検討していくことを考えています。各地域によって事情が違うこともあり、総括的に書くところなるかと思っております。

（仙台市・相澤氏）資料1 P13について。「平時に協力を依頼しておくことが望ましい」とあるが、団体との繋がりが無い所もあり、望ましいといってもどうやって協力していいのか分からないという話を聞いた事があります。協力体制に向けてこういったやり方がとれるのかというのをイメージ出来るものがあると、担当の方がやりやすくなるのではないかと思われました。

P24について。処理困難物は県内よりも県外に運ばれていく事例がありました。県内の状況を確認するのも大切ですが、県外の情報を確認する手段があるといいのではないかと思われました。

P23について。「仮設焼却炉は原則として補助対象外であるが」とありますが、これだけを読むと作ってはいけないのかなと思われる方がいるかと思われました。仮置場設置の話をするとは処理施設を中に作ることをイメージしていらっしゃる方が多くおられます。そういった方々が補助対象外という記載をご覧になると整合性がイメージできないかと思われました。

⇒（環境省・保科）「平時の協力」といった漠然としたものではなく、今協定を結んでいる自治体の方の事例なども検証しながら書きぶりを考えてご紹介したいのと、行動計画のひとつの目的としてこれを使ったときに誰もが対応できるようにしたいという思いがあるので、具体的な書きぶりにしたいと思っています。「処理困難物」に関して、エリアは広くなるだろうと思っております。東北ブロックあるいは全国的な情報として処理困難物をどの辺まで補足すればいいのかということも課題ではありますが、処理困難物が具体的にあれば、例えば東北のこういった施設で処理が出来るか、全国的にこういった処理が一般的になされているかといった情報は提供させていただこうと思っています。

⇒（環境省・茶山）仮設焼却炉は現在の補助制度の中では対象外となっています。計画の中に入れるべきか入れざるべきか両方の考えがあります。仮設焼却炉ありきで書いてしまうと、補助対象になっていないことを知らずに導入してしまい、何十億円もの費用をご負担いただくような事態を招く恐れもあります。さりとて補助対象外と書くのご意見を頂戴したようになります。例えば、家屋の撤去につきましても、大きな規模の災害でない場合、全壊家屋が公費の補助対象です。これが東日本大震災、熊本地震という規模になってまいりますと半壊以上にしたケースもあります。災害の規模などの状況によって運用が変わるということをもう少し分かりやすく、誤解を招かないような表現で記載したいと思っています。念のため仮設焼却炉ありきという事だけで走らないようにするためにも、こういった記載を若干入れ、どんな時でも補助対象になるという誤解を解消しなければならないという思いがありましたので事務局としては記載したところでございます。

⇒（環境省・切川）破碎選別機は通常の災害でも設置いただき使用してください。

⇒（吉岡会長）「仮設中間処理施設が必要である合理的理由」を説明できないといけないうし、全体の計画の中での位置づけを平時から考えておく必要があります。仮設焼却炉での処理が必要な場合は、具体的にどういうふうにするのかということ

の計画の中に入れる必要があることを匂わせるような表現になっているかと思えます。ですが、むしろそういう事が分かるような書き込みが必要なのではないかというご指摘だと思いますので、検討いただければと思います。

(石巻市・沼田氏) 先ほどのお話の中で東日本大震災のとき、仮設焼却炉を独自に持ってこようかと検討させていただいたのですが、補助対象に必ずなるとは限らないというのがひっきり断念しました。ですのでこの記載は理解できていると思っています。

資料1P4について。処理困難物、有害廃棄物、化学物質等の記載がありますが、我々は一般廃棄物の処理を行っているので、災害廃棄物となるとこういったものも一般廃棄物となります。通常処理しないものを処理しなければならなくなり、非常に苦労をした覚えがあります。その中で、普段扱わないものをどういう手法でどういう所で処理できるかという事を示していただけるのは、非常に有意義だと感じています。通常大規模災害に限らない所で火災等が起きた場合、一般廃棄物として扱った方がよいと国、県の方にはご指導いただいています。実際の処理になると一般の住宅等の火災であれば我々の処理施設で受け入れられるのですが、危険物が含まれる工場や事業所の火事から出てくる物の処理は、非常に困難で産廃業者にご案内をせざるを得ないのですが、これ自体がネットで見ると違法じゃないかとか緊急避難的でやむを得ないのではないかという議論があります。大規模災害でなくても案内する事は問題ないと考えてよろしいのでしょうか。火災で他県を跨るとは考えにくいですが、大きな火災の場合は災害と捉えてよろしいのでしょうか。

(建設業協会・菅原氏) 資料1P13について。各業界の初動対応が記載されていますが、建設業協会の箇所に関しては前回の指摘を受けて加筆したという事でよろしいでしょうか

⇒(環境省・保科) 災害もケースバイケースなので発生する廃棄物も多種多様なと思います。その中で発生した危険物、困難物についても、適正処理のためにこういった施設を使うのが一番いいのかを考えていただくのが第一と考えております。お困りであればご相談していただき、我々もネットワークの中で適正処理に向けた施設をご紹介していきたいと考えております。

⇒(環境省・茶山) P13の産業廃棄物協会・建設業協会・解体工事業組合の部分は第1版をベースにしております。その他の民間団体はざっくりとした書き方になっており、一般廃棄物の許可業者、し尿処理施設について加筆いたしました。

(建設業協会・菅原氏) 先ほどの説明では、相手方の県・市町村に連絡をするという事に対して、全ての県・市町村に報告をしなければならないのかという質問があり、それに対応するために加筆したとお聞きしたのですがそういう事でよろしいでしょうか。

⇒(環境省・藤林) 前回は「必ず協定相手方に連絡をする事」といった記載になっていました。必ず連絡をするべしとすると、そもそも協定がないところは協定を結ばなければいけないという意味なのかとご質問がありました。この計画を策定したら協定を結ばなければいけないという趣旨ではありませんので、「協定がある場合は必ず連絡をする事」という記載に修正させていただきました。

(建設業協会・菅原氏) そういうことであれば、持ち帰り中身を検討させていただいて、後日回答させていただきます。

(吉岡会長) 国のほうでも指針の改定を行っている段階で、自治体・ブロック・国の位置付けの話と、質問で出た廃棄物でもどういうものを対象とするのかということも含めましていくつか検討をしている状況でございます。少しその辺を含めながら資料5の説明を頂き、このブロックの計画の案と照らし合わせながら読み込んでいただければと思いますので、お願いします。

5. 資料5の災害廃棄物対策指針の改定案について環境省切川氏より説明が行われた。

6. 資料3, 4の災害廃棄物分野における人材育成の取組み、災害廃棄物対策指針の改定案について環境省・切川氏より説明が行われた。

(吉岡会長) 人材育成・図上訓練の説明がありましたが、参加を予定されている2県の方から何かお話いただけることはございますでしょうか。

⇒（岩手県・高橋氏）県では対応方針と呼んでいますが、平成28年3月に処理計画を作ったところでございます。現時点では、災害が起こったときに指針に基づいた行動をできるような計画を市町村に作っていただきたいと思い、モデル案のようなものを作っています。しかるべき場で示していきたいと思っています。人材育成については、県として対応方針に訓練や研修と書いてあるということもあり、まずはこういったことを他県で実施しているのか、こういったことをやればいいのか、検討している段階です。11月29日の機会に、まずはこういったことをやっているのかという事を勉強させていただければと思います、参加させていただきたいと考えております。人材育成の事業まで踏み込むのは現時点では難しいとは思いますが、まずは情報収集をしていきつつ、県だけではなく市町村とも連携していくにはこういった方法があるのかを、岩手県としてどういう事ができるのかを検討しています。

（吉岡会長）秋田県の方も何かご発言いただけますでしょうか。

⇒（秋田県・石田氏）県の災害廃棄物処理計画を今年度中に仕上げるという事で市町村と連絡会を開いてまいりました。その中で、これまでの大きい災害の事例について、状況をご存じの方に座学形式でご説明いただいたりして、市町村職員に対して市町村の廃棄物処理計画の必要性を説いて、「やらなければいけない」という意識を持っていただくよう進めてきました。人材育成に関しても指針の中にありますので、県の計画にも書かせていただいたのですが、市町村単独でというのは現実的ではありません。そこは県と市町村で協力してやろうと考えております。私どもも手探り状態で、先進的にやっているブロックの事例を見て、東北地方環境事務所に相談しながら進めているところです。

（吉岡会長）県の計画はまもなく完成予定と聞いてますが、その中でもこのような教育的なところはきちんと書き込んでおられるという理解でよろしいでしょうか。

⇒（秋田県・石田氏）やらなければいけないということは書き込んでいます。

（吉岡会長）宮城県は計画を完成されていらっしゃると思いますので、このような訓練の話は書いてあるかと思いますが、何かお話ししていただけますでしょうか。

（宮城県・遠藤氏）今年の8月に処理計画を策定しました。人材育成に関しても盛り込んでおまして、図上演習や訓練は来年度以降本格的に進めないといけないと考えております。先月と今月、兵庫県で実施された図上演習を視察させていただいております。三重県でも来年1月に実施されるという事で伺おうと考えております。状況を拝見した上で、宮城県として来年度以降どうやって実施できるかという事を年度内をめぐりに検討している状況です。

（吉岡会長）図上訓練というと県レベルで動いているのがほとんどで、市町村で動いているところはありますか。

⇒（環境省・切川）今のところはない状態です。一部、中核市でも実施しようとしているところはありまして、計画の内容が本当に動けるかどうか、計画の中に記載している民間事業者にも参加いただいて実施しようとしているのは聞いた事があります。

（吉岡会長）県レベルと市町村レベルでは軸足の置き方が多少違うのかなと思いますが、県を越えて跨ぐような場合も、県としてどのように対応していくのかという訓練がないと、中核市も含めて動きにくいところがあるかと思いますが、まずは県の方ががんばっていかなくてはいけないのかと思います。

（環境省・切川）県レベルの演習とありましたが、県で実施しているのは市町村が災害と同時に動けるような演習をやるという方向性で、県が場を作っているだけです。実際は市町村が災害廃棄物処理をする演習をやっているという状況になっております。県が災害対策本部をまわす演習をやっている所は現在ありません。

（吉岡会長）仙台市ではどのような状況になっておりますでしょうか。

⇒（仙台市・相澤氏）仙台市での研修といえば座学的な講義をやらせてもらった程度で、本格的には動いてない状態です。個人的な意見で恐縮ですが、今年の9月と11月に高知県で図上訓練をやっていて、9月のときはアドバイザーの立場でお邪魔して拝見いたしました。結論だけ言えば、難しいのですがやっておくべきなんだろうというのが感想です。開催する側に高いスキルが求められているという点、人材育成の視点から考えると特に難しいです。その時の形式は、1テ-

ブル9人にファシリテーターやコントローラーが2、3人付くという形式でした。コントローラーの力量で差があるといいますか、例えば課題を出したときにすんなり解決するグループと時間がかかるグループがあり、すんなり終わってしまったグループは手持ち無沙汰でした。コントローラーには、その場の状況に応じて変則的な課題を与えるなどの力量まで求められているのかと思うと、こういった人材を育成するのはレベルが高いと思いました。参加する人の意識で真剣さが異なり、積極的にやる人と若干暇を持て余す人がいましたが、貴重な経験でした。大きい災害が起きた時に何ができるのかというイメージを持ってもらうためには、やはりこういった機会を作るといのは重要だと思いました。仙台市単体でやろうと思うと、人材はもちろん、コンサルタントの業者をお願いする場合はお金も必要です。ハードルはあるかと思いますが前向きに考えたい課題の一つであると考えてます。

(吉岡会長) 開催する側にかなり高いスキルが求められるという尻込みしてしまう気がするのですが、分からない事を分かる、つまり「災害が起きた時に何をしなければいけないのかが分からなかったことをまず分かる」ことが大事なのだと思います。計画を見直す機会になりますし、その計画が行動するときはどう役に立つのか、それをベースにどういう所にどういうツールを伸ばしていけばいいのか見えてくるはずですので、図上訓練は大事なだろうと思っております。各県で図上訓練を実施している中で、県同士で連携した図上訓練をし、それをブロック協議会としてまとめていくというのは、今の段階では進めていくのは難しい気がいたします。しかし、ブロック協議会として考えたときにそういったことも視野に入れておく必要があるのかと思いますがいかがでしょうか。

⇒ (環境省・切川) 中国四国ブロック協議会では、参加している各県と政令市、中核市に入っただけで図上演習をしています。県同士の連携というのを図上演習でやっているのではなく、高知市に行ってみて高台から市街地を見て「このエリアが被災します。初動ではどういう対応を取りますか」といったことを想定して、市町村の視点で対応するというものが多いです。それで、県の方に参加していただく意義というのは、市町村というのはこういう作業にすぐにあたらねばならないというのが分かって、技術的な支援をしてくださいという意味で県の方に入っただけで一番多いかと思えます。県同士の連携で一番進んでいるのが関東ブロックで、ブロック協議会の下にワーキンググループを設置しています。そこでは横のつながりをどうすべきかといった点が議論されており、災害が起きたらブロック協議会の中でも支援チームを作って、そこが支援をしていくような組織を作ることが検討されています。関東ブロックの事例を紹介し検証いただけて、協議会の中でも実行するかを検討いただくのもよろしいかと思えます。

(吉岡会長) 市町村が動くにあたって県が上手なバインダー役を果たしていく進め方と、バインダー同士がうまく連携していくような図上訓練も視野に入れていく必要があるのかなと思います。計画を作られる際は、作った後に具体的にどう動かなければならないかと一歩進んで考えていただけると、このブロック協議会の意義付け、立ち位置がみなさんに分かっていただけるようになるのかなと思います。

(岩手大学・大河原氏) 東北地方のブロック協議会における情報の共有として切川係長・岩手県・秋田県をはじめとする皆さまの動きをこの場でご発言いただく事からまず始まると思っております。うちではこんな事をやっていますというのをどんどん発言されれば、最初の段階としてはよろしいのだろうと思います。行動計画のP9について。主な自然災害として挙がっているのですが、他のブロックとの整合性はどうするのでしょうか。先ほど火災の話もありまして、もう少し詰めたほうがいいのか、最後に「そのほかも含む」のような一文を入れるのもいいかと思いました。

⇒ (環境省・茶山) 災害の定義は根幹の一つですので、コメントを頂戴したところも踏まえて表現を工夫したいと思えます。地理的条件がお互い異なるというのがありますので、東北ブロックではこういう事を考えております。他のブロックで大雪とかをピックアップしているところは見当たらないということがありますし、火山につきましては降灰の影響がどの程度広がるのか分からないというのもありますから、あ

えて入っていないという所もあります。注意喚起の意味も含めまして東北ブロックではこういう書き方をしております。ブロック間の整合はとれていないかもしれませんが、どこまでをカテゴライズするのかということも含めて掘り下げていきたいと思います。

12.旅費・謝金等について、日本環境衛生センターより説明が行われた。

13.閉会

以上